

事業概要

令和2年度
(令和元年度実績)



広島県食肉衛生検査所

目次

第1章 総説

1	検査所の沿革	1
2	組織と機構	2
(1)	組織	2
(2)	広島県行政機関設置条例	2
(3)	広島県行政組織規則	2
3	職員の配置状況	2
4	業務の内容	3
5	施設の状況	3
6	主な検査用機械器具一覧表	3
7	管内の状況	4
(1)	位置図	4
(2)	大規模食鳥処理場の概要	4
8	検査等手数料及び歳入状況	5
(1)	検査等手数料の推移	5
(2)	検査手数料歳入状況	5

第2章 事業の概要

1	事業概況	6
(1)	食鳥検査	6
(2)	試験室内検査	6
(3)	衛生指導等	6
2	食鳥検査	7
(1)	月別食鳥検査羽数	7
(2)	年度別食鳥検査羽数	7
(3)	検査羽数の推移	8
(4)	年度別処分状況	8
(5)	原因別処分状況	9
3	試験室内検査	10
(1)	食鳥検査（検査項目別）	10
(2)	微生物モニタリング検査	11
(3)	微生物汚染検査（大規模食鳥処理施設）	11
4	衛生指導等	11
(1)	認定小規模食鳥処理場立入検査	11
(2)	認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況	11

第3章 調査及び研究

1	調査研究発表（平成20年度～令和元年度）	12
---	----------------------	----

第4章 その他の参考資料

1	と畜検査	14
2	と畜検査実績	14
(1)	年度別と畜検査頭数	14
(2)	と畜検査頭数の推移	15
(3)	年度別処分頭数	16
(4)	牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査	17
(5)	モニタリング検査	18

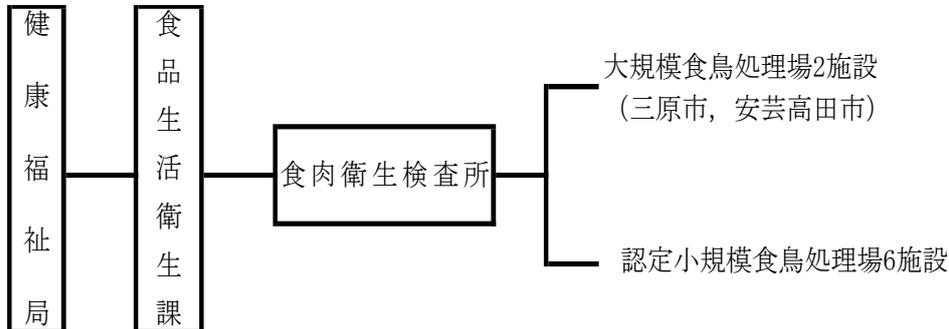
第1章 総説

1 検査所の沿革

昭和 46 年 2 月	広島県長期総合計画により、西部（広島）、東部（備後）、北部（備北）、の 3 流通圏に各々と畜場を統合整備し、近代的設備のと畜場と併せて食肉衛生検査所を設置し、食肉衛生の管理体制を確立する基本計画を策定
昭和 49 年 4 月	広島県三次食肉衛生検査所として、と畜検査員 3 名、非常勤と畜検査員 1 名で発足
昭和 49 年 8 月	庁舎竣工（面積 121.5 m ² 、補強コンクリートブロック平屋建）
昭和 52 年 7 月	実験動物飼育舎及び車庫の建設
昭和 53 年 4 月	と畜検査員 1 名増員
昭和 55 年 1 月	検査保留用冷凍冷蔵庫建設 （有効面積 冷凍庫 9 m ² 、冷蔵庫 4.8 m ² 平成 11 年増改築に伴い撤去）
昭和 55 年 3 月	敷地（1,270 m ² ）取得
昭和 56 年 4 月	と畜検査員 1 名、非常勤と畜検査員 1 名増員
昭和 57 年 1 月	検査棟の建設（80 m ² ）、敷地の整備
昭和 57 年 3 月	検査用機械器具の充実整備
昭和 59 年 4 月	広島県行政組織規則の一部改正により、従来保健所が所管していた食肉衛生検査業務を集中統合して、広島県食肉衛生検査所に組織及び名称を変更
昭和 59 年 4 月	福山市三吉町に東部支所を設置し、と畜検査員 5 名、非常勤と畜検査員 1 名を配置
昭和 63 年 4 月	東部支所にと畜検査員 1 名減員、非常勤と畜検査員 1 名増員
平成 2 年 3 月	府中市食肉センター廃止
平成 3 年 4 月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の施行に伴い、食鳥処理場の監視指導等の事務が委任され、本所と東部支所に食鳥検査員各 1 名を配置
平成 4 年 1 月	竹原市忠海と畜場廃止
平成 4 年 4 月	食鳥検査員 3 名（本所 2 名、東部支所 1 名）、非常勤食鳥検査員 7 名（本所 5 名、東部支所 2 名）を配置し、食鳥検査を開始
平成 5 年 3 月	本所に理化学検査室、女子更衣室、女子便所、車庫を増築
平成 8 年 4 月	本所の検査員 1 名増員、食品衛生法第 17 条第 1 項及び第 22 条委任
平成 10 年 4 月	福山市の中核市移行に伴い、東部支所の検査員 2 名減員
平成 11 年 1 月	本所の増改築工事着工（平成 11 年 9 月竣工）
平成 11 年 4 月	東部支所廃止
平成 12 年 3 月	尾道市営と畜場廃止
平成 13 年 4 月	と畜検査員 1 名減員
平成 13 年 10 月	牛海綿状脳症（BSE）全頭スクリーニング検査開始
平成 15 年 6 月	大規模食鳥処理施設 1 施設廃止
平成 15 年 8 月	と畜検査員 1 名減員
平成 16 年 3 月	高病原性鳥インフルエンザの簡易キットによる検査体制を整備
平成 17 年 9 月	食肉衛生検査所ホームページ開設
平成 21 年 3 月	三次食肉加工センターにおける豚処理業務の廃止
平成 21 年 4 月	と畜検査員 1 名、非常勤と畜検査員 1 名減員
平成 25 年 7 月	牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査対象月齢を 48 ヶ月齢超に変更
平成 26 年 4 月	と畜検査員 1 名減員、非常勤と畜検査員 1 名増員
平成 29 年 4 月	健康牛の BSE スクリーニング検査の廃止
平成 30 年 3 月	三次食肉加工センターと畜場廃止
平成 30 年 4 月	と畜検査員 3 名、非常勤と畜検査員 2 名減員
平成 30 年 6 月	食肉衛生検査所を三次市粟屋町から県三次庁舎内へ移転

2 組織と機構

(1) 組織（令和2年3月31日現在）



(2) 広島県行政機関設置条例（昭和39年3月31日条例第94号）抜すい （食肉衛生検査所）

第7条 地方自治法第156条第1項の規定により，食肉に係る検査等に関する事務を分掌させるため，食肉衛生検査所を置く。

2 食肉衛生検査所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市十日市東四丁目	広島市，呉市及び福山市を除く県内全域

(3) 広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）抜すい

第5款 食肉衛生検査所

（名称，位置及び所管区域）

第60条 行政機関設置条例第7条の規定により設置された食肉衛生検査所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市十日市東四丁目	広島市，呉市及び福山市を除く県内全域

（所掌事務）

第61条 食肉衛生検査所は，次に掲げる事務を所掌する。

- 1 食鳥検査に関すること。
- 2 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 3 前二号のほか、食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

3 職員の配置状況（令和2年3月31日現在）

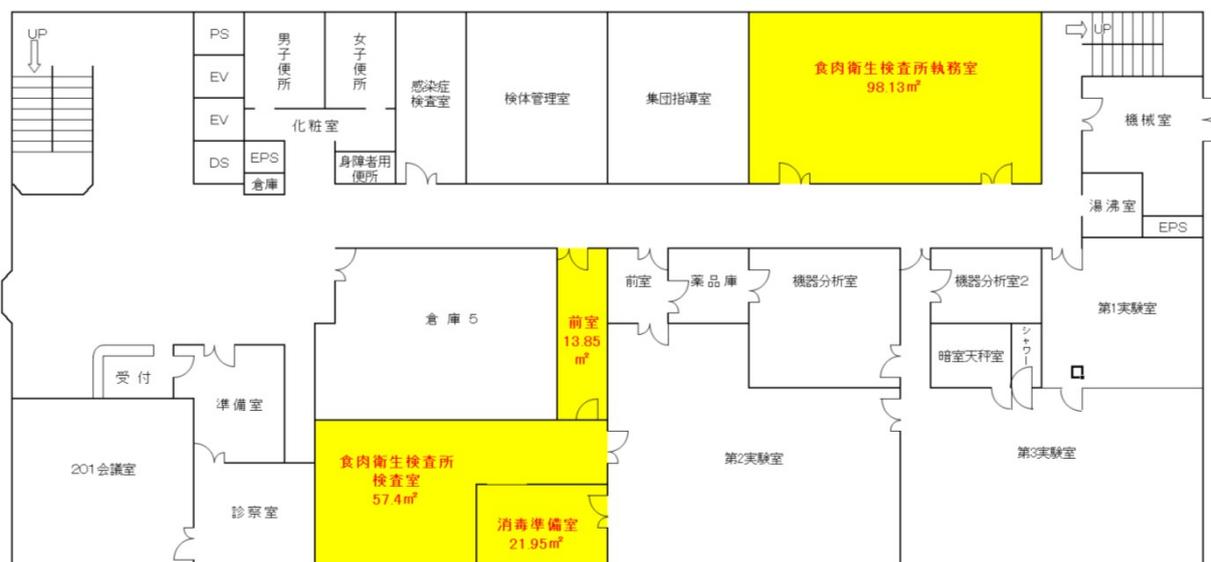
常勤職員			非常勤職員	計
所長	主査	技師	食鳥検査員	
1	1	2	7	11

4 業務の内容

- (1) 食鳥検査.....生体，脱羽後及び内臓摘出後検査
- (2) 試験室内検査.....細菌，病理組織検査
- (3) 食鳥処理場の認定事務及び衛生指導
- (4) 人畜共通感染症等の調査研究
- (5) 検査結果の統計処理及び関係機関・生産者等へのフィードバック
- (6) 消費者に対する衛生思想の普及啓発

5 施設の状況

- (1) 所在地.....広島県三次庁舎（広島県三次市十日市東四丁目）第3庁舎2階
- (2) 配置図（床面積 191.3 m²）



6 主な検査用機械器具一覧表

品名	数量	品名	数量
冷蔵庫	2	自動定量式ピペット	12
フリーザー	1	ホモジナイザー	2
滅菌器	3	安全キャビネット	1
恒温槽	3	遠心分離機	1
恒温器	2	プレートウォッシャー	1
顕微鏡	2	プレートリーダー	1
実体顕微鏡	1	pH測定器	1
顕微鏡写真装置	1	DNA増幅装置	1
顕微鏡投影機	1	電気泳動槽	1
振盪機	1	ストマッカー	1
超音波洗浄器	1	秤	3

7 管内の状況（令和2年3月31日現在）

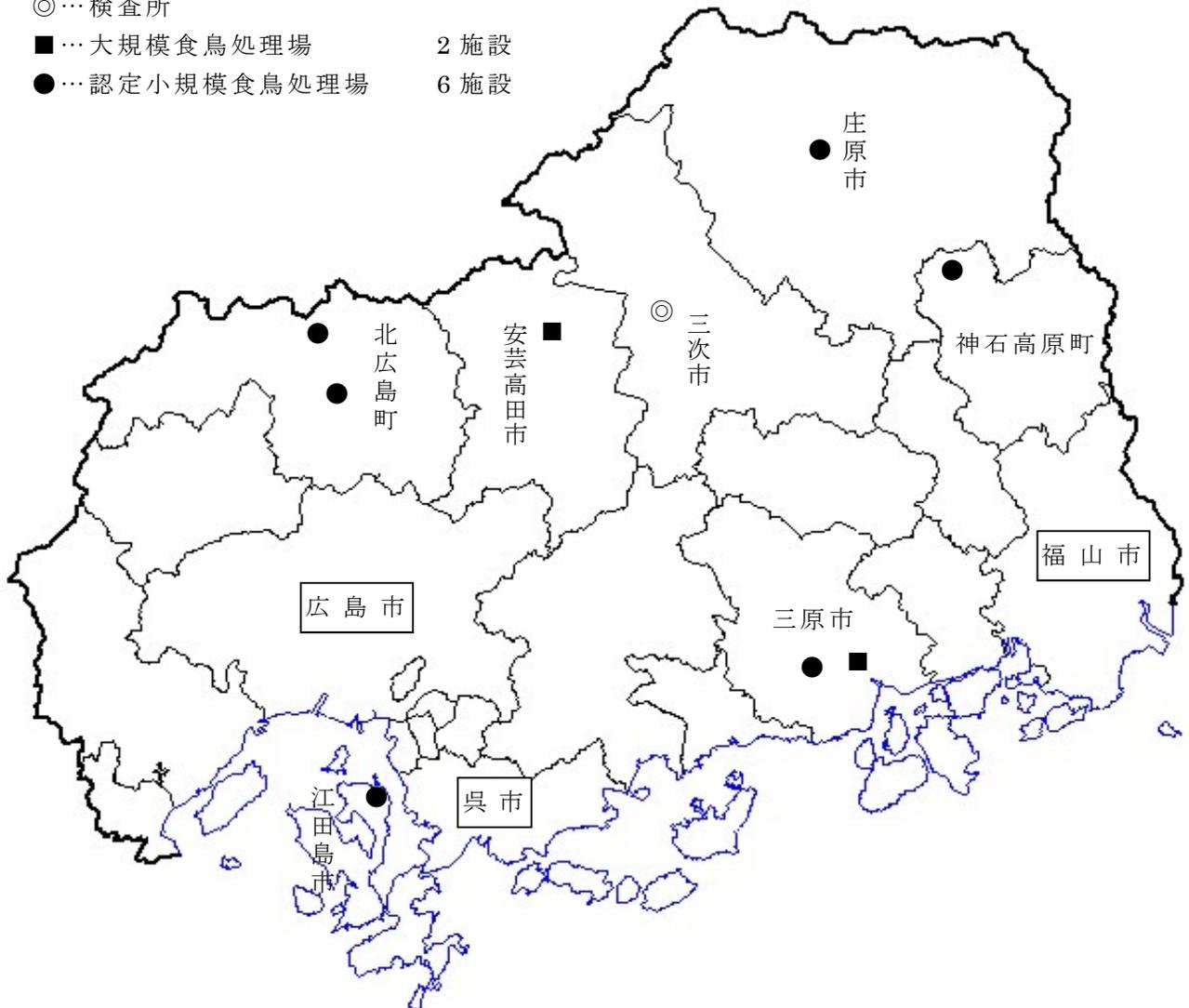
所管区域は、県内全域（広島市・呉市・福山市を除く）。

(1) 位置図

◎…検査所

■…大規模食鳥処理場 2施設

●…認定小規模食鳥処理場 6施設



(2) 大規模食鳥処理場の概要

処 理 場 名	所 在 地	1 日 平 均 処 理 羽 数 (羽)	食 鳥 処 理 管 理 者 数 (人)	浄 化 槽 能 力 (t/日)
プライフーズ株式会社	三原市新倉二丁目 16 番 1 号	10,000	13	300
サイコー物産株式会社	安芸高田市高宮町羽佐竹 869	4,200	6	100

8 検等手数料及び歳入状況

(1) 検査手数料の推移

(円)

年 度	牛・馬	とく豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥
昭和 28.4～50.3	300	200	50	400	
50.4～51.3	500	350	100	500	
51.4～平成元.3	900	450	250	1,000	
元.4～3.3	900	450	250	1,200	
3.4～4.3	900	450	250	1,300	
4.4～6.3	900	450	250	1,300	4
6.4～	900	450	250	1,300	3 (4)

(注) 食鳥検査手数料の(4)は土・日祝祭日及び年末年始

(2) 検査手数料歳入状況

(円)

年 度	牛・馬	とく豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥	計
22	1,026,000	0	0	0	10,354,820	11,380,820
23	981,900	0	0	0	11,469,444	12,451,344
24	956,700	0	0	0	11,529,418	12,486,118
25	852,300	0	0	0	11,593,229	12,445,529
26	651,600	0	0	0	11,611,760	12,263,360
27	607,500	0	0	0	11,732,447	12,339,947
28	567,000	0	0	0	11,664,460	12,231,460
29	505,800	0	0	0	11,523,254	12,029,054
30	-	-	-	-	11,250,173	11,250,173
令和元	-	-	-	-	11,645,307	11,645,307

第2章 事業の概要

1 事業概況

当所は、平成3年度から施行された「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、平成4年度から大規模食鳥処理場で食鳥検査を実施するとともに、認定小規模食鳥処理場の監視指導を行っている。また、平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを受け、食鳥処理場におけるHACCPの導入支援も併せて行っている。

また、全国食肉衛生検査所協議会に加入し、調査研究、学会、研修会などを通じて検査技術の向上を図っているところである。

(1) 食鳥検査

ア 管内の大規模食鳥処理場 2 施設（R2.3.31 現在）で食鳥検査を行った。

イ 令和元年度の総食鳥検査羽数は、ブロイラーが 3,570,008 羽であった。

ウ 検査の結果、全部廃棄した羽数は 56,548 羽（1.6%）で、その理由は炎症が 44,348 羽で最も多く、以下削瘦及び発育不良（4,367 羽）、大腸菌症（3,476 羽）、放血不良（2,333 羽）、腹水症（1,061 羽）の順となっている。一部廃棄羽数は 152,817 羽（4.3%）であった。

(2) 試験室内検査

大規模食鳥処理場の食鳥検査時に遭遇した稀少な症例について試験室内において細菌学的及び病理学的検査を実施するとともに、食鳥における微生物モニタリング検査（サルモネラ検査）にも取り組んでいる。また大規模食鳥処理場において、食鳥と体の微生物汚染検査（一般細菌、腸内細菌科菌群及びカンピロバクター属菌の定量試験）を実施し、調査研究への活用や令和 2 年 6 月に施行予定の大規模食鳥処理場における HACCP の外部検証の導入に向けて体制整備を図った。

(3) 衛生指導等

ア 近年の高病原性鳥インフルエンザの発生状況および発生時の防疫措置について、管内の大規模食鳥処理事業者に資料提供し、対応の徹底を指導した。

イ 管内の大規模食鳥処理場 2 施設及び認定小規模食鳥処理場 6 施設（内 1 施設休止中）について、立ち入り検査及び指導を行った。

ウ HACCP 未導入である管内大規模食鳥処理場 1 施設及び認定小規模食鳥処理場 6 施設に対し、HACCP 導入支援を行った。

2 食鳥検査

(1) 月別食鳥検査羽数

(単位：日，羽)

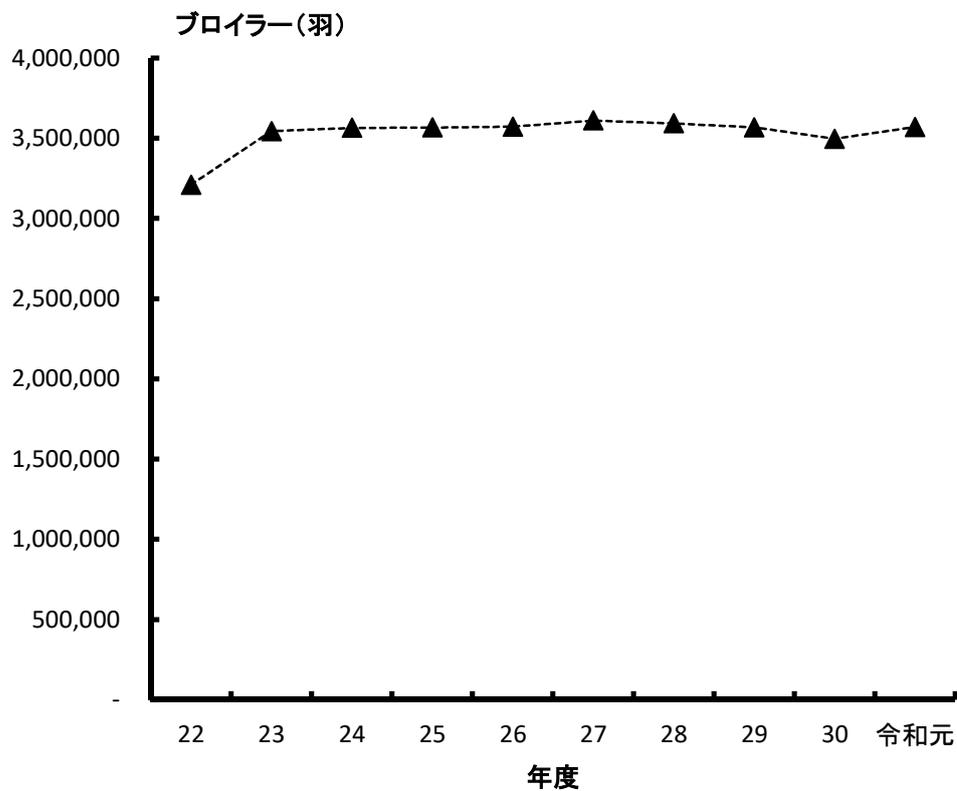
月	プライフーズ (株)		サイコー物産 (株)		月計
	日数	ブロイラー	日数	ブロイラー	
4	21	208,337	21	86,132	294,469
5	21	203,363	20	83,345	286,708
6	21	202,100	20	83,128	285,228
7	20	175,350	21	90,090	265,440
8	21	199,337	20	80,149	279,486
9	21	184,144	20	82,091	266,235
10	22	220,040	22	91,547	311,587
11	22	236,777	22	97,476	334,253
12	21	234,186	21	93,741	327,927
1	20	218,146	20	82,086	300,232
2	21	216,035	19	79,095	295,130
3	22	232,354	21	90,959	323,313
計	253	2,530,169	247	1,039,839	3,570,008

(2) 年度別食鳥検査羽数

(単位：羽)

年度	ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	合計
22	3,209,792	-	-	-	3,209,792
23	3,544,086	-	-	-	3,544,086
24	3,564,653	-	-	-	3,564,653
25	3,566,465	-	-	-	3,566,465
26	3,571,686	-	-	-	3,571,686
27	3,610,181	-	-	-	3,610,181
28	3,592,110	-	-	-	3,592,110
29	3,567,897	-	-	-	3,567,897
30	3,496,155	-	-	-	3,496,155
令和元	3,570,008	-	-	-	3,570,008

(3) 検査羽数の推移



(4) 年度別処分状況

(単位：羽)

年度	検査羽数	処分羽数	処分区分		処分率
			全部廃棄	一部廃棄	
22	3,209,792	93,100	30,748	62,352	2.90%
23	3,544,086	110,392	24,420	85,972	3.11%
24	3,564,653	112,378	21,432	90,946	3.15%
25	3,566,465	115,239	21,949	93,290	3.23%
26	3,571,686	117,887	26,461	91,426	3.30%
27	3,610,181	117,956	25,444	92,512	3.27%
28	3,592,110	118,024	28,004	90,020	3.29%
29	3,567,897	126,963	31,771	95,192	3.56%
30	3,496,161	152,407	44,182	108,225	4.36%
令和元	3,570,008	209,365	56,548	152,817	5.86%

(5) 原因別処分状況

(単位：羽)

		ブロイラー			成 鶏			あ ひ る			七 面 鳥			
検 査 羽 数		3,570,008			-			-			-			
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	
処 分 実 羽 数		-	56,548	152,817										
疾	ウイ ルス ・ クラ ミジ ア 病	鶏 痘												
		伝 染 性 気 管 支 炎												
		伝 染 性 喉 頭 気 管 炎												
		ニ ュ ー カ ッ ス ル 病												
		鶏 白 血 病												
		封 入 体 肝 炎												
		マ レ ッ ク 病												
		そ の 他												
病	細 菌 病	大 腸 菌 症		3,476										
		伝 染 性 コ リ ー ザ												
		サ ル モ ネ ラ 病												
		ブ ド ウ 球 菌 症												
		そ の 他												
別 の 他 の 疾 病 数	そ の 他	毒 血 症												
		膿 毒 症												
		敗 血 症												
		真 菌 症												
		原 虫 病 (トキソ除く)												
		寄 生 虫 病												
		変 性			58									
		尿 酸 塩 沈 着 症												
		水 腫		15										
		腹 水 症		1,061										
		出 血			33,656									
		炎 症		44,348	119,103									
		萎 縮												
腫 瘍		3												
臓器の異常な形等		1												
異 常 体 温														
黄 疸														
外 傷														
中 毒 諸 症														
削 瘦 及 び 発 育 不 良		4,367												
放 血 不 良		2,333												
湯 漬 過 度		221												
そ の 他		723												
計		-	56,548	152,817										

3 試験室内検査

(1) 食鳥検査（検査項目別）

(単位：羽，件数)

検査区分	検査羽数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性羽数	措置		備考	
		直接鏡検	一般培養	同定									禁止	全部廃棄		一部廃棄
クウ ライ ミル ジス ア 病	鶏痘															
	伝染性気管支炎															
	伝染性喉頭気管炎															
	ニューカッスル病															
	鶏白血病															
	封入体肝炎															
	マレック病															
その他																
細 菌 病	大腸菌症															
	伝染性コリリザ															
	サルモネラ病															
	ブドウ球菌症															
その他																
そ の 他 の 疾 病	毒血症															
	膿毒症															
	敗血症															
	真菌症															
	原虫病（トキソ除く）															
	寄生虫病															
	変性															
	尿酸塩沈着症															
	水腫															
	腹水症															
	出血															
	炎症縮	18						18				18			18	
	萎瘍	1						2				2		1		
	臓器の異常な形等															
	異常体温															
黄疸																
外傷																
中毒諸症																
削瘦及び発育不良																
放血不良																
湯漬過度																
その他	2						2				2		2			
計	21						22				22		3	18		

(注) 検体はすべてブロイラー

(2) 微生物モニタリング検査

(検体数)

畜種	検体	検査羽数	サルモネラ検査
鶏	胸部ふき取り	42	42

(3) 微生物汚染検査（大規模食鳥処理施設）

(検体数)

畜種	検体	検査羽数	一般細菌	腸内細菌科菌群	カンピロバクター属
鶏	首皮	6	2	2	2
	胸部ふき取り	2	2	2	2

4 衛生指導等

(1) 認定小規模食鳥処理場立入検査

施設数	立入検査延べ件数
6	11

(2) 認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況

(単位：羽)

処理鳥類	鶏	あひる	七面鳥	計
処理羽数	3,724	116	0	3,840
全部廃棄	17	0	0	17
一部廃棄	19	0	0	19

第 3 章 調査及び研究

1 調査研究発表（平成 20 年度～令和元年度）

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
20	日本獣医公衆衛生学会（全国） 食品衛生監視員等業績発表会（中国誌上） 三次獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理場の衛生対策	井上 佳織
21	全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会 第27回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会 三次獣医師会技術検討会	<i>Bacillus mycoides</i> の芽胞形成が良好となる培地の検討	長澤 元
	食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議	牛肝臓にみられた包膜炎の一例	前田 貴容子
22	食品衛生監視員等業績発表会 第 54 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議 厚生労働省食鳥肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	ブロイラーの蜂窩織炎	前田 貴容子
23	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	と畜場における牛枝肉の衛生対策について	大原祥子
24	食品衛生監視員等業績発表会	従事者が積極的に関わったと畜場衛生対策への取り組み	増田加奈子
	第 55 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議 厚生労働省食肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	と畜場におけるデハイダーの汚染状況調査と消毒法の検討	森中重雄
25	第 56 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（全国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議 厚生労働省食鳥肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	A 食鳥処理場における衛生管理とカンピロバクター検出状況	増田加奈子
	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議 三次獣医師会技術検討会	BSE に関する意識調査と情報発信の検討	田原綾香

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
26	第 57 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議 三次獣医師会技術検討会	野生獣畜食肉処理施設における汚染実態調 査	田原綾香
27	第 58 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議 厚生労働省食鳥衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	カンピロバクター食中毒低減に向けた食鳥 処理事業者への衛生指導について	田原綾香
28	全国公衆衛生獣医師協議会調査研究 発表会 平成 28 年度獣医学会中国地区学会 食品衛生監視員業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議 三次獣医師会技術検討会	管内と畜場作業従事者等への効果的な衛生 指導	佐野ユカリ
29	第 59 回広島県獣医学会 食品衛生監視員業績発表会 厚生労働省食肉及び食鳥肉衛生研究 発表会 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議 三次獣医師会技術検討会 日本獣医学術学会年次大会	と畜場における牛枝肉の微生物制御への取 り組み	魚谷正芳
			久保田早苗
令和 元	第 61 回広島県獣医学会 食品衛生監視員等業績発表会（県） 中国地区食品衛生監視員研究発表会 獣医学術中国地区学会 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議 厚生労働省食肉及び食鳥肉衛生研究 発表会（誌上）	認定小規模食鳥処理場への HACCP システ ムによる自主衛生管理手法の導入に向ける 取り組み	魚谷正芳
			岡秀俊

第 4 章 その他の参考資料

1 と畜検査

当所は、昭和28年8月に制定されたと畜場法に基づき、平成30年3月まで食用に供する目的で管内と畜場に搬入される獣畜（牛、とく、馬）のと畜検査、及び場外と畜検査を実施していた。

現場では、すべての獣畜に対して1頭ずつ、生体検査、内臓検査及び枝肉検査を行い、食肉の安全性確保に努めるとともに、HACCPの考え方に沿って、と畜場施設の整備点検や作業従事者の衛生指導を実施していた。

平成30年3月に管内唯一のと畜場であった三次食肉加工センターと畜場が廃止となったため、現在は行っていない。

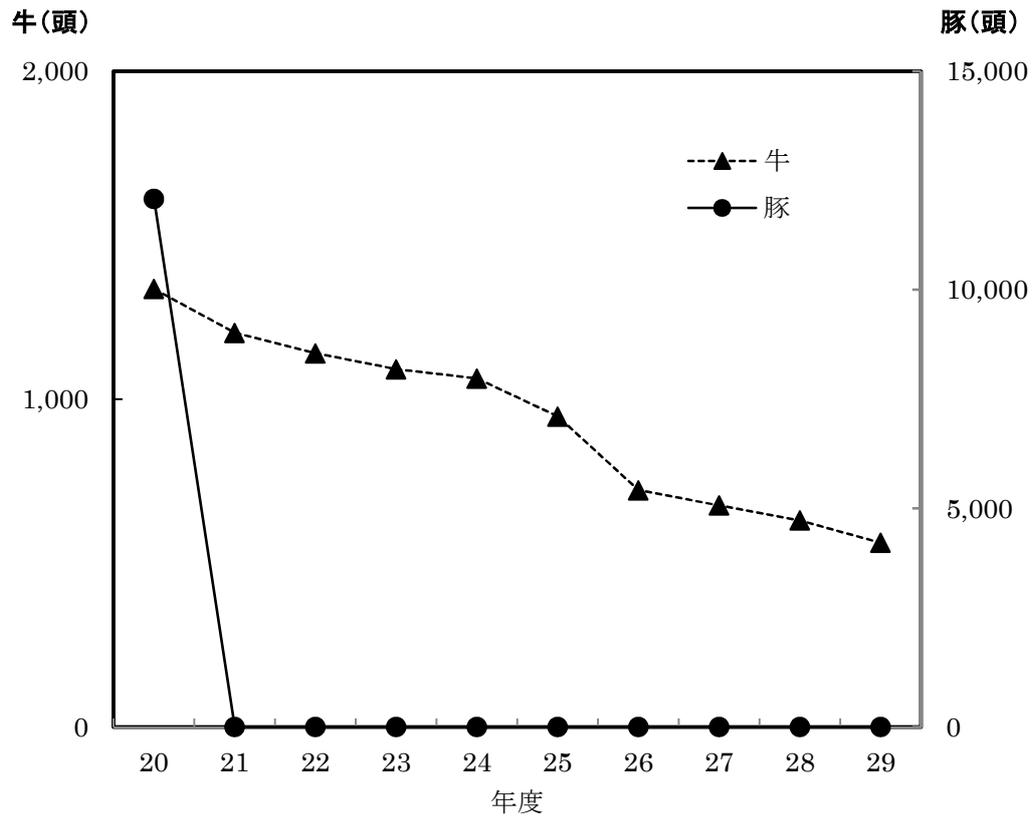
2 と畜検査実績

(1) 年度別と畜検査頭数

(単位：頭)

年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
20	1,336	-	-	12,079	-	13,415
21	1,202	-	-	1	-	1,203
22	1,140	-	-	1	-	1,141
23	1,091	-	-	1	-	1,092
24	1,063	-	-	1	-	1,064
25	947	-	-	1	-	948
26	722	-	2	1	-	725
27	675	-	-	1	-	676
28	630	-	-	1	-	631
29	562	-	-	1	-	563

(2) と畜検査頭数の推移



(3) 年度別処分頭数

(単位：頭)

年度 (平成)	とさつ禁止 解体禁止					全部廃棄					一部廃棄																			
											肉のみ					内臓のみ					肉と内臓					計				
	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊
20						1			55		13			66		1,027			9,675		65			476		1,105			10,217	
21											12					884			1		67					963			1	
22						1					10					800			1		44					854			1	
23											15					854			1		101					970			1	
24						1					2					863			1		130					995			1	
25						2					2					766			1		146					914			1	
26											5					590		2	1		118					713		2	1	
27											3					500			1		160					663			1	
28											26					380			1		180					586			1	
29											20					287			1		174					481			1	

(4) 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査

平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日まで

(検体数)

年度	検査実頭数	分類			陽性頭数
		生後 24 ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの	生後 30 カ月齢以上の牛	その他の牛	
20	1336	0	273	1063	0
21	1202	0	234	968	0
22	1140	0	185	955	0
23	1091	0	197	894	0
24	1063	0	172	891	0
25※	261	0	36	225	0

※平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日まで

平成 25 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(検体数)

年度	検査実頭数	分類			陽性頭数
		生後 24 ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの	生後 48 カ月齢以上の牛	その他の牛	
25※	40	0	40	0	0
26	40	0	40	0	0
27	24	0	24	0	0
28	18	0	18	0	0
29	0	0	0	0	0

※平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(5) モニタリング検査

ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査

(検体数)

年度	検査頭数	腸管出血性大腸菌	
		免疫クロマト法 (O157)	P C R 法
20	36	37	37
21	33	33	33
22	36	36	36
23	36	36	36
24	36	36	36
25	36	36	36
26	36	36	36
27	34	34	34
28	39	39	39
29	30	30	30

イ 牛枝肉の微生物汚染実態検査

(検体数)

年度	検査頭数	検査項目	
		一般細菌数	大腸菌群数
20	60	120	120
21	66	142	142
22	48	96	96
23	44	88	88
24	60	118	87
25	42	84	84
26	41	82	82
27	40	84	84
28	39	78	78
29	30	60	60

ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留調査（検体数）

年度	検査頭数	頸椎周囲	外側腹部
20	24	24	24
21	24	24	24
22	24	24	24
23	20	20	20
24	24	24	24
25	17	17	17
26	16	16	16
27	17	17	17
28	8	8	8
29	16	16	16

エ 牛血液性状検査（検体数）

年度	検査頭数	全血		血漿(生化学)
		赤血球	白血球	
23	31	31	31	186
24	30	30	30	180
25	54	52	53	324
26	55	55	54	328
27	54	54	53	327
28	53	53	53	336
29	43	43	43	279